［削る］

2　この告示において、容器又は附属品の一の型式とは、次の各号に掲げる容器又は附属品の区分に応じてそれぞれ次に定める要件を満たすものとする。

一　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器　次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。

イ　容器は、同一の種類の材料（容器製造業者が保証する引張強さ、耐力及び伸び率の値（容器製造業者が有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器の耐圧部分が耐圧試験中及び使用中に降伏を起こさないことを確認した値とする。）等が同一であることを含む。）を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること。

ロ　胴部の外径の変更が十パーセント未満であること。ただし、設計上、荷重を分担する容器壁面の構成材料に働く応力が同一又はそれ以下の場合に限るものとする。ここで、「胴部の外径」とは、繊維、樹脂及び保護層を含む外径をいう。

ハ　全長の変更が、五十パーセント以下で、かつ、内容積の変更が三十パーセント未満のものであること。

ニ　プラスチックライナー製容器以外の容器にあっては、端部の形状及び寸法に変更（ロに適合する変更に係るものを除く。）がないこと。

ホ　プラスチックライナー製容器にあっては、ボスの材料、数、外径及び露出部以外の形状並びに寸法（ロに適合する変更に係るものを除く。）が同一であって、ボスに働く応力が同一又はそれ以下であること。

ヘ　公称使用圧力が同一であること。

ト　容器に装置する安全弁の数が減少しないものであること。

チ　容器に装置する安全弁の内部主要寸法（ガス放出通路を除く。）及び作動温度が同一であること。

リ　容器に装置する安全弁の作動時のガス放出通路面積が減少しないものであること。

ヌ　容器に装置する安全弁がバルブと一体となっている場合にはその全体の質量の増加又は安全弁を単体で装置する場合にはその質量の増加が、三十パーセント以下のものであること。

二　国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器　協定規則第百十号に適合するものとして認定を受けたものであって、その寸法及び材料特性に差がないものであること。

三　附属品　次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものであること。

イ　同一の附属品製造所において製造された同一の構造（容器取付部のねじ及び充塡口のねじに係る部分は除く。）のものであること。

ロ　本体の材料が同一の化学成分及び機械的性質のものであること。

ハ　耐圧試験圧力が高くならないこと。

八　附属品の型式　附属品は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。

イ　同一の附属品製造所において製造された同一の構造（容器取付部のねじ及び充塡口のねじに係る部分は除く。）のものであること。

ロ　本体の材料が同一の化学成分及び機械的性質のものであること。

ハ　耐圧試験圧力が高くならないこと。

［新設］